

## 徳島県における高齢者等の見守り活動に関する協定書

(相互関係)

第5条 甲及び乙は、協定に定める事項の円滑な推進を図るため、各種情報交換を行う等、連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第6条 社会情勢の変遷等によって、協定に不都合が生じた場合又は協定に定めのない事項については、甲及び乙で協議するものとする。

徳島県農業共済組合（以下「甲」という。）と徳島県（以下「乙」という。）は、地域で支え合う仕組みづくりに関し相互に協力するため、次のとおり高齢者等の見守り活動に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 協定は、高齢者等ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、見守り活動に関して、甲及び乙が積極的に協力することにより、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

(甲の協力内容)

第2条 甲は、県内の役職員等（以下「見守り協力員」という。）に対して協定の趣旨を周知し、日常業務の範囲内において高齢者等の見守り活動に協力するものとする。

2 甲は、甲の見守り協力員の日常業務の範囲内において、高齢者等に関して何らかの異変を察知した場合は、速やかに市町村又は警察等に連絡・通報するものとする。

3 甲は、市町村が行う地域の高齢者等の見守り支援の取組に協力するよう努めるものとする。

4 第2項の連絡・通報にかかる経費は甲の負担とする。

5 甲は、高齢者等の見守り活動の協力に当たって、日常業務の範囲内で実施するものであり、第三者等に対して責任を負わない。

(乙の協力内容)

第3条 乙は、甲に対して、高齢者等の見守り活動に必要な情報の提供に努めるものとする。

2 乙は、市町村及び関係機関（以下「市町村等」という。）に対して協定の趣旨を周知し、市町村等における甲の見守り活動等の円滑な実施を支援するものとする。

(個人情報の保護)

第4条 甲及び乙は、協定の実施に当たり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

(有効期間)

第7条 協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲又は乙のいずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保管する。

平成29年3月27日

甲 徳島県徳島市山城西二丁目74番地

徳島県農業共済組合

組合長理事

森 浩一



乙 徳島県

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

